

5. イギリス福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策

～多国籍企業化とグローバルイゼーションとの関わりで～

内海 和雄

1. スポーツ・フォー・オール政策と福祉国家の関連

(1) スポーツ・フォー・オール政策と福祉国家

①スポーツ・フォー・オール政策

スポーツ・フォー・オール政策とは、1960年代以降、西ヨーロッパを中心とする欧州協議会（Council of Europe：CE）と連携したスポーツ・フォー・オール政策として、各国が全国民を対象としたスポーツ振興策を意味する。そして1970年代の西ヨーロッパのスポーツ・フォー・オール政策は大きく飛躍した。

イギリス国内では、1960年のウォルフエンデンレポート『スポーツと地域社会』、その方針を受けてのスポーツカウンスル（諮問機関）の設立（1965年）、そして1972年の執行機関化を契機とする¹⁾。

イギリスをはじめ西ヨーロッパ諸国のスポーツ政策は、国民の健康、文化、教育政策と連動しながら、そして一方ではスポーツの国際化の一環として、また国内の階級的不安対策や多民族社会での社会統合策の一環として、大きな位置づけを得てきた。こうしてスポーツ・フォー・オール政策は「公共的」な事業として、福祉国家政策の一環を占めた。

日本においても、「戦後スポーツ体制の確立」は1964年の東京オリンピックを契機とするが²⁾、国民スポーツ政策、いわゆる「スポーツ・フォー・オール政策」の確立は1972年12月の文部大臣の諮問機関・保健体育審議会の答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」以降である。翌73年は日本でも「福祉元年」と言われた。それは60年代の企業中心の経済成長の矛盾を修正すべく意図されたものである。こ

の中で、スポーツ政策も相対的には若干の進展を示したが、しかしそれも未完のまま、70年代後半からの「日本型福祉社会」の中で福祉は再び個人責任論へ傾斜した。

②新自由主義とスポーツの公共性

新自由主義政策は福祉国家政策を「自由化、市場化、効率化」＝「営利化、個人化、差別化」へと転換させた。しかし本来的に公共的性格を有するスポーツは、その高度化においても大衆化においても完全には民営化はできず、民営化、私事化と公共性の対立、矛盾のもとにある³⁾。この点では他の福祉領域と同様である。

こうした中で、イギリスをはじめとする西ヨーロッパはこれまでの新自由主義政策の矛盾を大きくさせ、イギリス、ドイツ、フランス等の政権も社会民主主義に転換しつつある。こうした中で、いかなる施策を採るかが最大の課題となっている。97年5月に政権を奪取したイギリスのブレア労働党はこれまでの保守党のサッチャー路線である新自由主義政策をとるのか、あるいは旧来の福祉国家路線をとるのか迫られている。こうした中で「第三の道」を標榜しているが、その全体像は未だ不鮮明である⁴⁾。

日本においては、80年代以来の新自由主義が、96年の「橋本六大改革」以降、ますます新自由主義的傾向を強めている。しかし、こうした中で、イギリスで経験したのと同様の多くの矛盾も生じつつあり、新たな福祉路線のイメージ（新福祉国家論）の確立は重要である。

こうした一環に、国や地方自治体のスポーツ政策も包摂されている。新福祉国家論の確立は必須であるが、それはスポーツ領域からの接近を追求しながら参加することが求められる。そしてそれはこれまで殆ど触れられることの無かった「福祉

国家とスポーツ・フォー・オール」の検討を前提として必須とする。

(2) 研究動向

① 1980年代

イギリスにおけるスポーツ・フォー・オール政策の確立は主要には1972年の執行機関としてのスポーツカウンシルの設立以降であり、スポーツ政策研究の誕生は1980年代以降である³⁾。1980年は福祉国家の危機が声高に叫ばれ始めた時期であるが、スポーツ政策研究が出始めた時期でもあった。どちらかといえば、研究領域の手探りから、確立への模索の時期であった。サッチャリズムが始まり、福祉への圧力が強められつつあったが、一方81年に頻発した都市暴動へのその後の予防対策としてスポーツが重視されたこともあり、スポーツの大幅な削減には至っていなかった。従って福祉国家を前提とするスポーツ政策論が模索されたといつてよい。

② 福祉国家研究とスポーツ政策研究

しかし90年代に入ると住宅、教育、医療・福祉分野での後退が激しくなり、一方で新自由主義による民営化、効率化、個人化の矛盾も大きくなり始め、福祉国家の復活と同時にその将来像を待望する声も高まって来た。スポーツ・フォー・オール政策においてもスポーツカウンシルの政策が次第に高度化に特化し、大衆化は地方自治体へ期待（あるいは放置）するようになった。地方自治体も強制競争入札の導入など、スポーツも含めて民営化が推進され、公共的な施策が後退した。

地方自治体、特に地域住民に直接にサービスを提供する部門では、中央政府からの圧力と住民の要求との矛盾に苦しむことになった。また、95年段階のイングランドでは中央の保守党政府に対して地方自治体の圧倒的多数が労働党主導であったから、この矛盾はいっそう激しいものとなった。こうする中で、スポーツと福祉ないし福祉国家との関連での論文も徐々に始まってきた。80年代のスポーツ政策研究の動向は既に拙稿⁴⁾で論じてあるので、ここでは90年代の特徴として、フレッド・コールターとニール・ラベンスクロフトの

両者を検討してみたい。

a. フレッド・コールター

スポーツカウンシルの委託を受けて公共スポーツ施策の根拠を探る研究は1988年に『レクリエーション的福祉—公共レジャー政策の根拠—⁵⁾』として出版された。これまで公共施策として「何を」「いかに」は多少論議されてきたが、「なぜ」の論議は（福祉国家の枠内で、それを前提としていたために：内海）ほとんど議論されてこなかった。そのことの自覚の上に為された研究であり、当時のイギリススポーツ政策研究における公共性論の一つの到達点である。

既に1981年にはトラビスらの研究『イングランドとウエールズにおけるレジャーサービスの提供に関わる中央政府の役割』が出版されていた。これは1978年に作成された物の出版化であるが、1975年の政府白書（環境省）『スポーツとレクリエーション』とその施策を反映して、スポーツやレジャーの公共政策を当然の前提としていた。

しかし今回のコールターらの研究は80年代のサッチャー政権の厳しい福祉削減政策を反映した時点での研究である。それまでスポーツ・レジャーは「レクリエーション的福祉」であったが、現在では「福祉としてのレクリエーション」としていっそうの重要性が増しているというのが、その主要な結論であった。

その後コールターはかなり精力的に研究を行ってきた。90年代にはロンドンからスコットランドに移り、エディンバラでスコットランドスポーツカウンシルと関わりながら、自治体の現場でのスポーツ施設運営の研究を進めてきた。その間も、「市場化と公的保障の解決しないデュアリズム」で悩んできた⁶⁾。

そうした背景には1988年地方自治体法による自治体業務、そしてスポーツ・レジャーへのCCTの導入、つまり自治体スポーツ・レジャー部門の市場化、それによる自治体スポーツ職員の専門性をマネージメントから経営者へ転換させ、住

民との接点をこれまでの平等性の保障から経済効率へのシフトをさせていることがある⁹⁾。またスコットランドスポーツカウンシルの実態調査によれば、入場料アップはこれまでのスポーツ不参加層のこれからの参加にとって、あるいは低所得層にとっては幾分かの障害になっているが、大半は直接的な影響を受けず、むしろ文化全般への態度、つまりライフスタイルの問題として存在し、スポーツへの参加はそうした料金よりも、時間的余裕に規定されているという調査¹⁰⁾をまとめたからである。1998年には次のように述べた。

つまり、多くの論調は「公共のレジャー提供は社会的市民権の中心的な構成要素であると見なし、現代レジャーの主要な側面である商業的特質を多く無視するような規範的市民権パラダイムを採用している。これは、レジャー経験の特性に関わる諸問題を軽く見る結果¹¹⁾」をもたらし、「市民権の無い福祉を提供したり、あるいは市民権の内実として公共レジャー施設の役割を過剰に強調するような危険性を犯している」。したがって、「必要なことは消費者権限の諸問題と、レジャー分野の混合経済の中での公共と商業の役割の変化する関係の探求である」と述べる。こうして、コルターは「規範的市民権」「市民権と実用主義(merit goods)」「レクリエーション的福祉と市民権」等の項目で理論上の検討を行い、混合経済の重要性を強調し、論陣を張っている。

私の見るコルターは新自由主義者ではなく、まさにスポーツ・レジャーの混合経済の提唱者である。公共的根拠を推進してきたにも関わらず、その展開自体が十分に完結して居らず、したがって、現実の市場化にも関わる中で、原則が不十分なまま現実引張られているという印象は拭えない。

1999年2月、エディンバラ大学における筆者のコルターへのインタビューの中で、「客の出入りの回転の速いプールやジムやジャズダンス等の種目は別として、サッカー、ラグビー、ホッケー他の種目は大きな土地を少数の人間で楽しむものであり、回転の視点からは商業化は馴染まな

い。もっと公共的援助が必要ではないか。そうでないと、スポーツという文化は金の有る無しで、発展が歪められるのではないか？」という著者の反論に対する十分な見解は示されなかった。

私がこう考えるのはイギリススポーツの発展を以下のように素描しているからである。つまり、「スポーツ・フォー・オールはいかに達成されるか」という視点から考えた場合、以下のように考えられる。

①イギリスにおけるスポーツ発展の三つの形態

a. 貴族的スポーツ(乗馬、ボート等):独自の会費で運営し、組織的にも閉鎖的であり、排他的である。そして極めて階級性が強い。

b. 伝統的スポーツ(ラグビー、テニス、サッカー等):公共の援助を受けながらボランティアとして運営し、地域レベルでの発展に大いに貢献してきた。しかし多少閉鎖的でもある。

c. 消費的スポーツ(水泳、ジャズダンス、テニピンボリング等):個人の消費行動的スポーツであり、回転率の高さゆえに営利企業化しやすい。

②スポーツの普及の基本は地域スポーツクラブの発展にある

これは上記のbであるが、多分に公共の援助の上に成り立っている。しかしイギリスの伝統的スポーツクラブは伝統的、保守的、排他的である。今後のスポーツの発展はこうした既存クラブの他に新興のクラブをいかに育て、援助するかにかかっている。この場合、既存クラブの特権的内容が新興クラブにどれだけ保障できるかも大きな課題である。しかもその援助は公共的な支持を意味する。つまり、多大な土地やクラブハウスが一般庶民の会費や寄付だけで確保したり維持管理することは不可能だからである。つまり、スポーツの発展の基本は地域のスポーツクラブの普及発展であり、それは何よりも公共的な援助を必須とするということである。

③個人の消費活動としてのスポーツ

上記のcに該当する水泳、トレーニングジム、エアロビックス、アイススケート等、客足の回転

が速く、利潤の上がるものは市場化の対象になりえても、bのような広大な土地、施設を要する集団的な種目は民営化に馴染まない。ここに、消費行動化できる種目、それは往々にして個人種目に多いが、一方集団種目の多くがこの民営化には適応できにくいということである。

④「スポーツの欠損」

上記 a b c に、民族的少数者や階級的弱者が参加する事は公共の援助が無い限り、市場の論理では不可能である。真のスポーツ・フォー・オール政策とは機会の平等保障が必須であり、階級、階層、性、人種、年齢、障害者他への援助は必須である。資本主義の中では本当の平等化は無理であるが、しかし資本主義の中での民主主義的政策の探求は必須である。

以上のコルターと筆者との対応に関わって考えるべき視点は、スポーツの普及は地域のスポーツクラブの発展があつて初めて可能であること、そのためにスポーツの公共性、私事性の理論の追究、スポーツの多様な種目の中で市場化のできる種目とできない種目での市場化の実態、在り方等が今後丁寧に追求されなければならないということである。

b. ニール・ラベンスクロフト

レディング大学土地行政研究者であるラベンスクロフトは90年代に入り、自治体のスポーツ行政について積極的に発言し始めた。その主要な見解はマンスロウ(1970)の要求基盤のモデルを活用しながらスポーツ・フォー・オールの目的を5段階に分類して、初期の要求と高度の要求とに識別している。つまり、初期の要求である健康保障、市民権の実現のための施設は社会の基礎として公共機関による提供を行い、それ以上のより高い満足度を要求する内容については市場原理で提供する。前者は健康のためのトレーニングトラック、自転車トラックそしてスイミングプールの提供等である¹³⁾。

特に前者の必要性については、80年代のサッチャリズムの下で、民族的少数者、女性、低所得層、障害者等のスポーツ・レジャーは市場化とは

両立できず、「レジャー獲得者」と「レジャー喪失者」の分離、貧富の格差拡大が起き¹³⁾、スポーツ・フォー・オール政策は要求階層の低水準に対応したものとなった。一方、サッチャリズムは政府のスポーツ提供を福祉から社会統制へシフトさせた、というものである。

そして、レディング市(労働党主導の自治体)でのケーススタディを元に、その実態把握を目指した。そこでは市場化(マーケットオリエンテッド)を導入せざるを得ない状況の下で、低福祉階層への特別な価格設定やプログラム設定によって、福祉オリエンテッドにすることができると述べ、自治体業務の強制競争入札(CCT)下でも福祉主義の可能性を示した¹⁴⁾。

(3) 課題設定

上記のように、イギリスのスポーツ政策研究においても、福祉国家論、あるいはスポーツの公共責任論の研究はまだ緒についた段階である。それ故に、表記のテーマを設定し、その視点での追究が今後の展望への基礎として要請されている。

【注】

1) 以上の点は、以下の拙稿参照。「イギリススポーツ政策研究(1)」『人文科学研究』33、一橋大学研究年報、1996年、「同(2)」『同』34、1997年、「イギリスの地方自治体のスポーツ行政」『同』36、1999年。特に、欧州協議会(Council of Europe)と欧州連合(European Union)の分析は、前掲(2)と、拙稿「ヨーロッパのスポーツ政策と組織」『研究年報』一橋大学スポーツ科学研究室、1998年度、参照。

2) 拙著『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、1993年参照。

3) 保健体育審議会答申等、日本政府のスポーツ政策におけるこの矛盾については拙稿「保健体育審議会『答申』の背景と内容—スポーツにおける公共性と民営化の拮抗—」『一橋論叢』第121巻第2号、1999年2月号参照。

4) 山口二郎『イギリスの政治—日本の政治』ちくま新書、1998年7月。舟場正富『プレミアの

イギリス-福祉のニューディールと新産業主義』PHP新書、1998年10月。黒岩徹『決断するイギリス-ニューリーダーの誕生』文芸新書1999年2月。参照。

5) 拙稿「スポーツ：福祉か営利か-イギリスにおけるスポーツ政策研究の動向」『スポーツは誰のために-21世紀への展望』関、唐木編、大修館書店、1995年。

6) 同前

7) Coalter, Fred, et al., *Recreational Welfare-the Rationale for Public Leisure Policy*, Avebury, 1988.

8) Coalter, Fred, *Leisure Policy: An Unresolvable Dualism?*, *Leisure for Leisure. Critical Essays*, Chris Rojek (ed.), Macmillan, 1989.

9) Coalter, Fred, 'The politics of professionalism: Consumers or citizens?', *Leisure Studies*, No.9, E. & F.N. Spon, 1990

10) Coalter, Fred, 'Sports participation: price or priorities?', *Leisure Studies*, No.12, E. & F.M. Spon, 1993.

11) Coalter, Fred, 'Leisure studies, leisure policy and social citizenship: the failure of welfare or the limits of welfare?', *Leisure Studies*, No 17, 1998.

12) Ravenscroft, Neil, 'The Future Role of the Public Sector in the Provision of Leisure Facilities in Britain', *Leisure in the 1990s: Rolling Back the Welfare State*, Edited by John Sugden and Colin Knox, Leisure Studies Association, March, 1992.

13) Ravenscroft, Neil, 'Public leisure provision and the good citizen', *Leisure Studies*, 12(1), 33-44, 1993.

14) Neil Ravenscroft and Mike Stabler, 'The economic evaluation of output in public leisure services', *Leisure Studies*, No.13, E & F.N. Spon 1994.

2. 福祉国家とは何か

(1) 現代の先進国は広い範疇での福祉国家

現代の先進国は、60年代の特徴付けをすると相対的比重は、例えばアメリカの「軍事国家」、日本の「企業国家」、そしてイギリスの「福祉国

家」としての呼称¹⁾がある。しかし性格を多少異にしながらも、「今日すべての先進資本主義社会は、一種の福祉国家である²⁾」と捉えることは妥当なように思われる。しかも西欧の福祉国家は例えばイギリス型、ドイツ型、北欧型等いくつかのパターンがあり、一口に福祉国家といっても、その性格は多様であることはいわば前提である。

ともあれ、19世紀の「旧」自由主義における自然権(生命、財産の自由等、国家の介在の否定)の段階ではなく、国家の介在(労働権、生活権、社会保障権等)が無ければ自然権さえ発現できない段階の社会権の保障は20世紀の特徴であり、先進諸国はそれを保障するだけの政治経済的基盤を確保し始めたことを意味した。

後述するように1942年のベヴァリッジ報告を基点とするイギリスの福祉国家はイデオロギーとしても、保障の内実としても福祉国家の体系化の段階であった。そうした中で、福祉国家をめぐる以下のような論調が提起されてきた。

(2) 現代の思想状況と福祉国家

①福祉国家必然論

その第一は、福祉国家必然論である。「家父長制家族と村落共同体」の崩壊による個人の保護の崩壊と「産業化にともなう年齢構造の高齢化」により「制度としての社会保障ないし福祉国家を要請³⁾する傾向は必然であるとする。もちろん、一時的な後退はあっても、こうした基調は否定しきれものではない。しかし、必然的に右肩上がりにその福祉が向上するものでもなく、こうした考え方はあくまでも基調としての思考であれば一定の根拠はあるであろう。こうした基調の上に、以下のような諸要因が働いて、現実の福祉国家は進行する。

②福祉国家実現の諸力

1917年のソビエトの成立、その過程での労働8時間制をはじめとする諸政策は、労働運動を通じて資本主義国にも多大な影響を与えた。特にイギリスでは対ファシズムドイツ(戦争国家 Warfare State)への戦争に労働組合も参加した戦時下の総力戦の中で、戦後の生活を描いたベヴァ

リッジ報告は戦争国家に対抗して福祉国家(Welfare State)を謳った。戦後、いっそう増加した社会主義国を近隣に置き、「資本の譲歩」「労働運動による獲得」「両者の折衷(ネオ・コーポラティズム)」などの諸形態を取りながら、特に70年代を中心とする大量生産・大量消費のフォーディズムの下で福祉国家は大きく発展した。

③福祉国家を取り巻くイデオロギー

現在福祉国家をめぐるのは以下の4つのイデオロギー形態が考えられる。

a. 新保守主義(=新自由主義):反集産(団)主義(anti-collectivism)とも呼ばれ、イギリスではサッチャリズムとイコールで、自由、競争、市場化、個人の尊重の一方で、平等を否定し、福祉国家は自由の抑圧と捉える。福祉国家の拡大した国家を嫌い、多くの国家、公共事業の市場化を目指す。このため福祉国家崩壊のまさに元凶である。

b. 伝統的保守主義:集産(団)主義(relevant-collectivism)とも呼ばれ保守党左派の穏健派であり、伝統的に裕福な者が貧困な者を慈善で救う道義的義務を持つというノーブレス・オブリージの思考を有する。市場化を主張するが、「市場の欠陥」もあり得るため、緩い国家の介在は必要であると考え。サッチャー前の保守党政府は基本的にはこの路線であり、福祉国家を一定程度支えてきた。

c. 社会民主主義(フェビアン社会主義):改良的社会主義派であり、改良の連続から社会主義を展望する。労働党を中心とする社会民主主義であり、西欧における福祉国家の推進主体であった。平等を尊重する。

d. マルクス主義:平等を尊重する。福祉国家は資本主義体制維持の隠れ蓑であり、根本的な変革は社会革命しかないと考え。しかし、新自由主義の台頭後、民主的改革の重要性も認識し始め、以前よりは柔軟になっている。

以上のイデオロギー形態がある。労働党のブレア政権は「第三の道」を提唱しているがその具体的な路線は未だ十分に明らかになったとはいえない段階である。そしてその方向の模索は、今後の

日本のあり方にとっても大きな影響をもたらすものとする。

【注】

- 1) 宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店、1981年、p8。
- 2) ヴィク・ジョージ、ポール・ワイルディング、『イデオロギーと社会福祉』勁草書房、1989年(原著1985年)、p1。
- 3) 富永健一「福祉国家形成の普遍主義的解釈」『日本産業社会の転機』東京大学出版会、1988年、p90-1。

3. 多国籍企業時代と福祉国家の危機

(1) 西ヨーロッパの多国籍企業化¹⁾

多国籍企業時代とは先進諸国のこれまでの商品輸出から資本輸出形態への移行に伴う資本主義の新たな形態、段階である。1960年の欧州経済共同体(EEC)は、アメリカによる市場独占に対抗して結成され、保護関税を取り始め、自国の産業保護に乗り出した。これに対抗したアメリカ大企業は欧州諸国に直接に資本を投入し、現地工場を設立し始めた。これが多国籍企業時代の幕開けである。もちろんそれ以前にも、同様に一部の分野で国際的な活動をする企業はあったが、例外的な存在であった。70年代に入ると欧州諸国の企業もこぞって発展途上国へ進出するようになった。こうして現在先進諸国の大企業の大半は海外投資額の方が国内投資額よりも多くなっている。

多国籍企業段階の影響を先ず海外の面で見ると以下ようになる。つまり、かつてのように主権や諸資源のすべてを奪う旧植民地状態での占領は現在国際世論の監視もあり不可能であるが、この多国籍企業化は企業の利潤追求を機軸とした新たな帝国主義的「侵略体制」である。つまり、これまでの商品輸出の場合、ひとたび輸出に改変があっても商品輸出をストップすれば、損失は最小で済んだ。しかし現地の資源、労働力、緩い規制を最大限に利用するために現地に会社(法人)を設立し、投下した資本は、ひとたびの改変によって全くの蕩屑となってしまう。そのために現地の

諸国の政治をあらゆる形態をとって傀儡化する。例えば多くの紐付きのODAであったり、現地の労働運動、反政府運動の監視や弾圧への援助、周辺での軍事行動による圧力など、多大な費用を投入する。それは多国籍企業自体からでなく、自国の税金から投入することになる。

一方、国内では多くの問題点を発生させる。最も深刻なのは特に製造部門の海外移転に伴う自国の産業空洞化である。これによって多大な失業問題と国内の経済の停滞である。それはまた多大な失業保険を必要とし、福祉の拡大を必然として政策側の矛盾を拡大する。また、大きく2つの側面での規制緩和策をとって国民の前に立ちはだかる。一つはあらゆる分野の市場化、民営化、自由化である。それに伴う「行政改革」、「非効率」とされた中小企業保護策の削減、「大型店舗規制法」の緩和、農業保護策の緩和（日本では食糧自給策の減少）他である。こうして国内の製造業を中心とする産業の空洞化、中小企業、小売業、農業の破壊をもたらす。

また、もう一つの規制緩和はこれまでの国民生活を保護してきた諸福祉政策のなし崩しである。医療保障、教育、自治体施策の後退等々であり、国民生活を圧迫し、19世紀のレッセ・フェール（自由放任）への逆戻りである。

こうして、多国籍企業化した大企業のための施策がサッチャリズムに代表される新自由主義という形態をとって具体化された。

（2）福祉国家の「危機」

既述のようにイギリスでは1950年代から1970年代に掛けて 経済成長の時代となり、旧植民地から大量の移民（カラードピープル coloured people）を安い労働力として受け入れた（主に製造部門）。これは未だ輸出型産業の発展の段階だったからである。

しかし、1970年代以降の多国籍企業化による国内産業の空洞化の中で、カラードピープルや民族的少数者 racial minorities を中心とする失業問題が主に製造部門で増加し始めた。

79年5月のサッチャー政権の成立以降、特に

1980年代はサッチャリズムの時代と言われ、多国籍企業援助政策が取られた。国内では産業（製造部門）が縮小し、100年前の産業革命時代には世界の工場として君臨したイギリスも83年には製造部門がついに輸入国へ転換した。製造部門の海外進出に拍車が掛けられたからである。これに伴い、国内の失業が拡大した。79年には100万人であったが、サッチャー政権の中期、85年には350万人に増加した。

80年代、サッチャー政権は国営企業の民営化を率先した。福祉切り捨てを強行し、国民の貧富の格差が拡大した。教育条件が極度に悪化し、また教育内容と学校運営の競争化が促進された。80年代後半には国内の産業空洞化を埋めるために外国の多国籍企業を社会保障費の減免等の厚遇で導入したが、それも90年代後半に傾斜し始めている。そうした中で、税収増加のために「人頭税 pole tax」の導入を画策したが、結局、これが命取りとなって退陣した。

ところで、1980年には既にOECDでは「福祉国家の危機」が議論された。ここではますます拡大する社会保障費、福祉費の増大が国家予算を圧迫すると叫ばれた。だが、80年代後半にはその議論も幾分沈静化し、90年代には西欧で新自由主義傾向が批判され、再び社会民主的勢力が台頭した。

しかし、福祉国家の危機が主要には多国籍企業とその保護策によってもたらされているにも関わらず、この過程で多国籍企業時代との関係づけて福祉国家が検討されることは余りなかった。この点で言えば、イギリスの福祉国家の「再建」は多国籍企業の民主的規制を並行させなければ不可能な段階ではなかろうか。この点は、筆者としてもイギリスのスポーツ政策研究者との今後の大きな共同研究のテーマである。

【注】

1) 多国籍企業化、帝国主義化については次の文献に多くを負っている。渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』大月書店、1996年。渡辺・後藤『日本社会の対抗と構想』大月書店、

1997年。

4. 福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策

(1) イギリス福祉国家政策の二段階

①ベヴァリッジ報告¹⁾(1942)段階

イギリスの福祉国家は大きく二段階の発展を遂げた。今世紀に入ってから戦中までの蓄積を基礎とするベヴァリッジ報告以降から70年代までの段階である。ベヴァリッジ報告は5悪(窮乏、疾病、無知、ろう隘、無為)との戦いを正面に据えた。特に窮乏対策には公的保険の改善他、社会保険制度を実行しながら、国民の生存の保障、生活救済を目指した。保険制度は1945年に自由党のベヴァリッジ自身によって具体化した。疾病対策は国民保健制度(NHS)が1946年に労働党のベバンの主導によって、また無知対策は1944年の保守党のバトラーの主導によって教育改革として、実現した。こうして、福祉国家政策は戦後のイギリス社会の中でいわば超党派的に具体化され、社会権を一つ一つ具体化していった。

ところで、ベヴァリッジの意図したのは彼も依拠したケインジアン経済学の水準のレベルであった。しかしそこにはそのケインジアン的水準を超える、社会主義的要素も初期NHSのように、幾分か含まれていた。

②1960年代～1975年：福祉国家の高揚期、生活の質の向上

だが、1960年代後半からの高度経済成長を境として、これまでのケインジアン的水準からフェビアン主義(社会民主主義=改良主義的社会主義へ)的水準に発展した。つまり、この段階でこれまでの基礎的生活の維持の段階から、生活のより高い段階の内容、つまり文化・芸術、環境、スポーツ・レジャーの段階までが社会権として国家、自治体の施策として拡張した。あるいは日本でも主張されている「新しい人権」の段階である。

(2) 福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策

そのスポーツ版がスポーツカウンスルの設立とそれ以降の施策の過程である。これらは拙稿(第一項の注1)に詳述したので、ここではごく大ま

かに述べたい。

1960年のウォルフendenレポート『スポーツと地域社会』の誕生の背景も単にスポーツ問題ばかりでなく、青年問題の深刻化への対策とセットになっているが、ともあれこの段階で、これまで一部の階級の特権と考えられてきた(特にイギリスでは強かった)スポーツが、国民全体を対象にした政策として考えられ始めたのは、西欧全体の高度経済成長とその一定の分配の可能性、つまり生活水準の向上を背景としている。こうして西欧諸国は国民のスポーツ享受、スポーツ・フォー・オールに少しずつ国家援助を行ってきていた。

ウォルフendenレポートの勧告の具体化には少し時間がかかったが、1965年には諮問機関としてのスポーツカウンスルが設立され、政府への助言機関として、主に基礎調査を多く行い、これまでほとんど基礎資料の無かった自治体の施設実態を把握し、施設建設やスポーツ普及等の基礎的な戦略を確立した。

1972年、スポーツカウンスルは執行機関となり、これまでの調査資料を基礎に、これ以降スポーツ政策の主体となり、施設建設を大きく発展させた。近代スポーツ発祥の地でありながら、それは永らく有産者の独占物であり、一般庶民、労働者階級の所有物とはなつてこなかった。当時、他の西欧諸国と比較しても、スポーツ・フォー・オールのための施設が余りにも貧困であった。こうして、室内プールや体育館の建設は内需拡大の大きな資源としても位置付けられ、急速な発展を見た。

1975年には労働党のスポーツ大臣デニス・ハウエルのリードでスポーツに関する初の政策文書『スポーツとレクリエーション』が環境省から発行された。この中で、スポーツの享受は国民の基本的権利であるとは表現されなかったが、地域生活の重要な構成要素であると表現され、地方自治体のスポーツ施策の大きな支えとなった。

当時、欧州審議会(Council of Europe)の「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章

European Sports for All Charter」の起草が併行しており、当時のイギリスのスポーツ大臣（労働党）デニス・ハウエルも大きく関わっていたのである。

しかるに、先に見たように、80年代のサッチャリズムの中で、福祉は大きく制約を受けた。しかし81年に起きた諸都市での生活不安、失業等による暴動のその後予防策、社会統合策として、スポーツは80年代は大きな停滞もなく、発展した。そこではいわゆる社会的弱者、つまり失業者、民族的少数者、高齢者、女性、そして学校卒業直後の子どもたちをターゲットとするスポーツ参加施策も多く具体化され始めたが、期待したほどには普及しきれなかった。これは階級社会にある現状の中での限界とも理解できる。90年代になり、社会も一定程度安定すると、サッチャリズムの延長での行政改革が進行し、自治体業務には強制競争入札（CCT）が導入され始めた。スポーツ行政の縮小、あるいは民営化が進行した。こうした中で、現在スポーツの公共性の実現とのつばぜり合いが進行している。

【注】

1) Beveridge, William, *Social Insurance and Allied Services*, November 1942. 山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂、1969年。

5. 福祉国家論とスポーツ政策—グローバル化の必然—

スポーツのグローバル化は既にオリンピックの世界化の中で、そしてサッカー、ラグビー、野球、アイスホッケー等のプロ選手の国家を超えた移籍の中で大きな問題となってきた¹⁾。特に欧州連合（EU）におけるベルギーのサッカー選手ボスマン訴訟は、たとえサッカー選手であろうとEU内での労働の自由移動の例外にはならず、各国の「保護策」は無効であるという裁判結果によって、EUでのサッカーのグローバル化に大きく影響しつつある。

つまり、サッカー選手はクラブの「所有物」で

あるがゆえに、移籍の時には取得するクラブから放出するクラブへ高額な移籍金を払う、そしてそれによって弱小クラブは経営を成り立たせる、そしてそれらの小クラブは選手の養成に励むという構造が、このボスマン訴訟への欧州人権裁判所の判決によって根本的に変化し、そのグローバル化の構造的変化をもたらしている。

ここでは国民スポーツ（スポーツを享受する権利）の視点から、スポーツのグローバル化について触れてみたい。

（1）新福祉国家の実現—多国籍企業の民主的規制：多国家の共同による規制

福祉国家の最大の阻害要因が多国籍企業の横暴とその擁護政策にあることは先述した。その多国籍企業の民主的規制なくして福祉国家の新たな形態（ここでは例えば新福祉国家としておく）の実現もあり得ない。この点では、もちろん福祉発展の「必然性」が存在すると同時に、他方ではその「一国福祉国家」の限界も明らかである。つまり、ここに福祉政策のグローバル化の必然性が導き出される。

（2）多国籍企業とその規制のグローバル化

しかし、多国籍企業の民主的規制は一国内では限界があり、多国家間に跨った規制が必要であり多国籍化せざるをえない。これは民主的規制のグローバル化である。

（3）EUの福祉政策とイギリスの福祉政策

イギリスの場合、EU全体の諸規制との関係を抜きには存在し得ず、EUでの多国籍企業の民主的規制がいかにかに為されるのかは極めて重要であり、それはイギリスやEU内の重要性に止まらず、世界的な在り方の一つとして大いに注目されるであろう。その意味で、EUの福祉政策の今後の動向が注目される²⁾。（この点では早晩、東アジア経済圏構想なども必然化するであろう。その場合、アメリカとの利害対立が主要な局面となるであろう。）

【注】

1) 例えば以下の文献他、最近ではスポーツのグ

ローバリゼーションの研究が進んでいる。
Bale, John, Maguire, Joseph, *The Global Sport Arena-Athletic Talent Migration in an Interdependent World*, Frank Cass, 1994.

2) この点で、Bob Deacon, *Global Social Policy*, SAGE, 1997 は大いなる展開を予期せしめる。広井良典『日本の社会保障』岩波新書、1998年(p161)からの引用によれば、ディーンは「超国家的な規制」「超国家的な再分配」「超国家的な(サービスの)提供」の三段階を提起している。スポーツは第三のサービスの提供に該当するであろう。しかし「超国家的な規制」に多国籍企業の民主的規制が含まれるかどうかは不明である。広井も一国福祉の限界を指摘し、「超国家的福祉」「地球レベルでの社会保障」の視点を強調し、そこでEUの動向を注目している。

6. EUのスポーツ政策とイギリスのスポーツ政策

欧州審議会(CE)と欧州連合(EU)のスポーツ政策については第1項の注の拙稿で触れてあるが、これらのスポーツ政策は欧州諸国の平均化をもたらし、後進国の水準を高めるように働くことは必定である。

もちろんそれらはEUの福祉政策をグローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルという水準で見る必要があるであろう。特に多民族化したそれぞれの国がいかなる福祉政策をしかもEU全体との関わりで提起するかは最大の焦点である。

それはEUのスポーツ政策とイギリスのスポーツ・フォー・オール政策との関わりについても該当する。

【参考文献】

- ・二宮厚美編『国家改造と自治体リストラ』自治体研究社、1997年8月。
- ・後藤道夫編『シリーズ ラディカルに哲学する』第5巻、大月書店、1996年。
- ・クリストファー・ピアソン『曲がり角にきた福祉国家』未来社、1996年。
- ・ポール・ワイルディング他『イデオロギーと社会福祉』勁草書房、1989年。
- ・田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家』青木書店、1989年。
- ・伊藤周平『社会保障史 恩恵から権利へーイギリスと日本の比較研究ー』青木書店、1994年。
- ・伊藤周平『福祉国家と市民権』法政大学出版局、1996年。
- ・毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東大出版、1990年。
- ・足立正樹編『増補 福祉国家の歴史と展望』法律文化社、1994年。
- ・日本共産党経済政策委員会『新日本経済への提言ー国民本位の日本経済再建への道ー』新日本出版社、1994年。
- ・ノーマン・ジョンソン『福祉国家のゆくえー福祉多元主義の諸問題ー』法律文化社、1993年(原著1987年)。
- ・レーミッシュ・ミシュラー『福祉国家と資本主義ー福祉国家再生への視点ー』晃洋書房、1995年(原著1990年)。
- ・東大社研『福祉国家の形成』[福祉国家第一巻]東大出版会、1984年。
- ・東大社研『転換期の福祉国家』上、東大出版会、1988年。
- ・Jクラーク、D・ボスウェル『イギリス社会政策論の新潮流ー福祉国家の危機を越えてー』法律文化社、1995年(原著1983年)。
- ・アラン・ウォーカー他『福祉大改革ーイギリスの改革の検証ー』法律文化社、1994年(原著1987年)。
- ・馬場宏二編『世界経済Ⅲ ヨーロッパー独自の軌跡』御茶の水書房、1988年、特に「第2章 イギリス」(鬼塚豊吉)。